

平成14年6月14日

農林水産省生産局畜産部

畜産企画課畜産総合対策室

「有機畜産に関する検討会」とりまとめについて

有機畜産物の国際的基準については、コーデックス委員会（FAO/WHO 合同食品規格委員会）において、平成9年にガイドラインの検討作業が開始され、13年7月にコーデックス委員会総会において、正式に採択されたところです。

このような状況を踏まえ、我が国における有機畜産のあり方や表示規制の必要性等について、関係者から意見を聴取し、検討を進めるため、13年8月から（社）中央畜産会に、「有機畜産に関する検討会」を設置し、これまで7回に亘り検討を行ってきました。この度、検討会としての議論のとりまとめが行われましたので、お知らせします。

問い合わせ先

農林水産省生産局畜産部  
畜産企画課畜産総合対策室

頼田、松本

電話 03-3502-8111

（内線 3868、3867）

直通 03-3501-1083

# 「有機畜産に関する検討会」とりまとめ

平成14年6月

有機畜産に関する検討会

# 目 次

はじめに . . . . . 1

我が国における有機畜産のあり方について . . . . . 2

1 . 我が国における有機畜産の現状 . . . . . 2

2 . 我が国における有機畜産のあり方とその可能性、展開方向など . . . . . 3

我が国における有機畜産物の基準・規則、表示のあり方について . . . . . 5

1 . 有機畜産の基準・規則 . . . . . 5

2 . 有機畜産物の表示 . . . . . 7

今後我が国において有機畜産を展開するに当たっての課題 . . . . . 8

1 . 生産コスト・有機畜産物の価格 . . . . . 9

2 . 有機飼料の確保 . . . . . 10

3 . 加工・流通・販売段階 . . . . . 10

結び . . . . . 11

## (参考)

1 . 有機畜産に関する検討会の設置について . . . . . 13

2 . 有機畜産に関する検討会委員名簿 . . . . . 14

3 . 有機畜産に関する検討会開催経緯 . . . . . 15

## はじめに

昨今、世界的な潮流として、消費者の健康・安全志向や、環境及び家畜福祉に配慮した農畜産物生産への関心・ニーズが高まってきている。同時に生産者においても自然生態系と調和した生産方式等に対する理解や再認識が深まるとともに、これら消費者ニーズへの的確な対応を生産・販売戦略の選択肢の一つとして捉え、流通・加工部門とも連携しつつ、自らの生産物の多様化、差別化、高付加価値化等のための様々な工夫が行われている。

我が国においても、消費者や生産者の間で、安全で安心な農畜産物や環境に配慮した農業生産への関心が高まりを見せており、また、平成12年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、農業の持続的な発展のため、農業の自然循環機能の増進により環境と調和のとれた農業生産の確保を図るべきであるとするなど、政府としても農業の持続的な発展の重要性を明確に示している。

また、これまで我が国における消費者側の本物志向、生産者側の高付加価値志向の強まりを受け、このようなニーズに応えるため、特別な生産方法又は特色ある原材料に着目した「特定JAS」制度が平成7年より導入されているところである。現在「特定JAS」は、熟成ハム類等や地鶏肉が対象となっており、このように特別な生産方法又は特色ある原材料を用いた畜産物生産に対する取組も着実に浸透しているところである。

こうした中、平成11年には、コーデックス委員会(FAO/WHO 合同食品規格委員会)において、畜産物を除く有機農産物の生産に係る国際的なガイドライン(有機生産食品の生産・加工・表示及び販売に係るガイドライン：以下「コーデックスガイドライン」と略す)が採択され、我が国においても有機農産物に関し、コーデックスガイドラインに準拠して平成13年4月からJAS法に基づいた表示規制が行われている。更に、平成13年7月には、新たに有機畜産物に関する規定が採択され、コーデックスガイドラインに追加されたところである。

コーデックスガイドラインにも示されている通り、有機農業とは生物多様性、生物サイクル及び土壌生物活性を含む、農業生態系の健全さを推進し高めるような総合的生産

管理システムである。なかでも有機的な家畜飼養の基本は、土地、植物と家畜の調和のとれた結びつきを発展させること及び行動学的要求を尊重することであり、これは、有機的に栽培された良質な飼料の給与、適切な飼養密度、行動学的要求に応じた動物の飼養体系、並びにストレスを最小限に抑え、動物の健康と福祉の増進、疾病の予防及び化学逆症療法用の動物用医薬品の使用を避けるような管理方法を組み合わせることにより達成されるものである。

こうしたことを踏まえつつ、我が国における有機畜産のあり方や有機畜産物の表示のあり方などを検討するため、平成13年8月に「有機畜産に関する検討会」を設置し、これまで7回に亘って議論を重ねてきた。今般、これまでの議論を踏まえ本検討会として、今後の我が国の有機畜産に対する提案を行うため、とりまとめを行うものである。

## 我が国における有機畜産のあり方について

### 1. 我が国における有機畜産の現状

現在の我が国における有機畜産については、土地基盤の制約や輸入穀物飼料への依存といった我が国畜産の特性から、商業ベースで広く取り組まれるには至っておらず、特定の需要者との契約生産や一部スーパーマーケット等での販売が散見される程度であり、全体の畜産物販売量に占めるシェアは極めて限られたものとなっている。

こうした中で、現在、任意で認証団体の認定を受けている有機畜産農家に対して、本検討会が現地調査を行ったところ、その実態については以下のような状況であった。

- (1) 任意で認定を受けている有機畜産農家については、コーデックスガイドラインに示された主要な有機畜産の要件はある程度クリアできている。
- (2) 有機濃厚飼料については全て輸入原料に依存している。現時点では、輸入のロットが極めて限られており、また任意で認定を受けた有機配合飼料を生産できる工場が国内に1箇所しかないために運送費が高むこと等が主要なコスト増要因となっている。

- ( 3 ) 有機畜産物の販売価格は慣行畜産物に比べ数倍（ 2 ～ 5 倍 ）となっている。
- ( 4 ) 各生産者の生産量全体に占める有機畜産物の生産量は、一部の生産者を除き、 1 % に満たず、経営内での有機畜産部門からの収益は基本的に期待できない状況である。
- ( 5 ) 有機畜産農家は有機畜産物の販路の確保、有機畜産物生産に係る経営負担リスクの分散・最小化等において各経営体が相当の工夫と努力を行っている。
- ( 6 ) 有機畜産農家の意向は、一定量の有機畜産物を安定的に市場に供給するというよりは、むしろ慣行畜産物に比べいかに差別化するかを重視する傾向である。
- ( 7 ) 生産者自らが有機畜産物生産を担っていくという自負、地域の環境保全や家畜福祉を重視した畜産を進めるべきという理念、将来の有機畜産市場の拡大を見込んだ先行投資といった観点からの取組が基本となっている。

## 2 . 我が国における有機畜産のあり方とその可能性、展開方向など

コーデックス委員会において有機畜産物に関するコーデックスガイドラインが採択されたことにより、国際的な有機畜産の基準が明確となった。今後各国が有機畜産に関する生産の基準の設定等を行うに当たってはコーデックスガイドラインに準拠することとなる。

一方で、コーデックスガイドラインにおいても、その基準の一部については各国の生産条件等を勘案した独自の条件設定が可能とされており、今後我が国の有機畜産の基準を設定するに当たっては、その前提として我が国の畜産物の生産体系や生産条件を踏まえた有機畜産のあり方等について十分議論する必要がある。

現在、経済効率を優先してきた我が国農畜産業のあり方について改めて問い直されている中で、我が国における有機畜産のあり方について考える場合、本来農畜産業が自然界における物質の循環に依存した活動であるという原点に立ち返り、このような自然循環機能を活用し、周辺生態系との調和に配慮した持続的畜産の手法の一つとして有機畜産を捉えるべきである。

こうした基本的な考え方に加え、我が国における有機畜産のあり方とその可能性、展開方向などについて様々な意見が提示された。その主なものを以下の通り列記する。

- (1) 有機農業とは人がどう生きていくかの手段であり、生産者がいかに自分が納得のいくものを生産するかということである。また、環境や家畜福祉に配慮した生産方式といったコーデックスガイドラインにおいて示された有機畜産の原則は、地域の環境と調和しつつ農畜産物を生産することや、愛情や敬意をもって家畜に接するといった旧来我が国においても実践されていた農畜産業の姿を明文化したものとも言える。こうしたことを踏まえた上で、有機畜産をそもそも本来あるべき畜産の姿として捉えるのか、生産者がその商品に付加価値をつけるための生産方式のバリエーションの一つとして捉えるのかを考えるべきである。
- (2) 有機畜産物は、生産者の顔が見える畜産物、抗菌性物質を投与していない家畜から生産された畜産物など、何らかの形で生産・加工流通部門等が努力をした様々な畜産物がある中で、環境の保全、家畜福祉をはじめとする数々の厳しい条件をクリアした特別な畜産物と捉え、我が国畜産の多様化の一形態として位置づけるべきである。
- (3) 有機畜産物に対する消費者のイメージは、第一に「健康・安全」であり、第二には「環境に配慮した生産方式」である。一方で欧州ではこれらに加えて「家畜福祉」という要素が非常に重要であるが、我が国の消費者は「家畜福祉」の観点についての意識は薄い。
- (4) 有機畜産物に関するコーデックスガイドラインについてのコーデックス委員会における議論の過程において、有機畜産物のキーワードは当初の「安全・安心」から、「環境に負荷をかけない生産方式」へと変化したという経緯がある。そもそも慣行畜産物は動物用医薬品及び飼料添加物の使用に関する法的規制等により基本的に安全性が確保されており、生産・販売を行う立場から、安全性の面で有機畜産物の優位性を強調して宣伝することなどは避けるべきである。

- (5) 有機農業はその生産工程に意義を感じ、環境保全等の取組に対価を払う人たちの一種の運動であると考えられる。欧米先進国において有機畜産物が商品として支援される主な理由は環境への配慮及び家畜福祉への配慮といった観点であり、我が国においてもこうした点について消費者がその対価としてどれだけのコスト負担をする用意があるのかということを考えるべきである。
- (6) 有機飼料の給与、家畜福祉への配慮、動物用医薬品の使用制限などコーデックスガイドラインを基準として有機畜産の実践を考えた場合には、慣行畜産に比べ数多くの非常に高いハードルが存在するため、特に土地基盤の制約や輸入穀物飼料への依存といった制約がある我が国では有機畜産に参入できる生産者は限られると考えられる。
- (7) 欧米の有機農業は基本的に地域内の生産物の利用が前提となっている。土地と結びついた活動という観点からは、我が国においても国産有機飼料の確保を目指すことが必要であり、将来的にはある程度の国産有機飼料を自給できる有機畜産を目指すべきではないか。また、有機農産物の生産にとっては有機畜産部門からの有機たい肥が非常に重要である。こうした観点から、有機農業、有機畜産への取組は、個々の農家の対応ではなく、地域の耕種農家と畜産農家が連携し、農畜産物の出荷・加工を地域産業が担うという、地域における連携が必須になると考えられる。

## 我が国における有機畜産物の基準・規則、表示のあり方について

### 1. 有機畜産の基準・規則

現在我が国における有機畜産物の生産量が極めて限られている一方で、歴史的な背景もあって欧米諸国においては既に一定の基準や規則に則った有機農畜産物生産への取組がかなり進んでいる。その一部は我が国にも輸出されており、今後我が国において有機畜産物への関心や需要が増加してきた場合には、有機畜産物の海外からの輸入の増加も十分予想される。

こうした状況の中で、有機畜産に関する国際的な基準が採択されたことも踏まえ、我が国においても消費者の納得できる有機畜産物についてのきちんとした基準・規則

を作るべきである。

有機畜産物に関する基準・規則を設ける上では、国際的なガイドラインである有機畜産に関するコーデックスガイドラインとの整合性に配慮する必要がある。我が国の慣行的な畜産物の生産方式に鑑みれば、このコーデックスガイドラインの水準はかなり厳しいものであるとみられるものの、

本ガイドラインの検討作業には我が国としても積極的に参加し、有機飼料の給与やワクチンの接種に係る条件等に関し我が国の立場をガイドラインに的確に反映させてきていること

最近の有機畜産物についての関心の高まりを受けて、民間認証機関の独自基準に基づいて実際に有機畜産物の生産を始める事例が出てきていること等を踏まえると、我が国においてもコーデックスガイドラインに基づいた有機畜産物の生産は可能であると考えられる。

更に、有機畜産物に関するコーデックスガイドラインでは、その基準の一部については各国の生産条件等を勘案し、例外規定や経過期間等の独自の条件設定が可能とされていることから、有機畜産に対する信頼性を損なうことのないよう留意しつつ、我が国畜産の実情にあった有機畜産に関する基準・規則を設けるべきである。

こうした基本的な考え方に加え、有機畜産の基準・規則のあり方等について様々な意見が提示された。その主なものを以下の通り列記する。

- (1) 国産有機畜産物が輸入有機畜産物と同等かそれ以上の評価を得られないと、消費者は輸入有機畜産物を選択し、国内市場は輸入品に占められてしまうことになりかねない。こうした観点からは、我が国の有機畜産の基準・規則についても、コーデックスガイドラインに則りできるだけ厳しいものとするべきである。
- (2) 国内生産者が全く対応できないような厳しい基準にすると、輸入有機畜産物ばかりが認定されるようなことになりかねない。有機畜産に関する基準・規則は、南北に広く広がる我が国の気候条件に合致したものにすべきである。
- (3) まず、今後の我が国農畜産業の発展を図るためにはどのような農畜産物の生産が求められるのかを明確にすべきである。それを踏まえ、しっかり議論し、農業者の立場からもよく考えた上で、有機畜産物の規則を作るべきであり、農業者が誰かが

ら一方的に与えられた規則に従ってやるということでは上手くいかない。

- (4) 有機畜産に関する基準の要件として家畜福祉への配慮も重要な要件の一つである。コーデックスガイドラインにおける家畜福祉に関する記述は比較的抽象的なものであるが、例えば欧州では各国ごとに家畜の飼養密度等を明確に定めている等この要件に対する十分な配慮がなされている。有機畜産物の貿易もWTO等国际ルールに則って行われることに鑑みれば、我が国の基準・規則を設定する際に、家畜福祉に係る要件を抽象的な記述に止めるのでは不十分である。
- (5) 家畜福祉に対する考え方については、有機畜産の他の要件と比較しても各国ごとの国民の受け止め方に非常に大きな違いがあり、欧米の家畜福祉の基準を我が国にそのまま導入し相応のコスト負担を我が国の消費者に求めても、現時点で消費者がそれを受け入れることは困難である。

## 2. 有機畜産物の表示

我が国における有機農産物の表示については、かつては通知に基づくガイドラインを根拠として表示が行われていたが、これには強制力がなかったことから有機農産物についての不適切な表示が行われるなど、表示に関する混乱が生じるといった状況があった。こうした中で、有機農産物に関してコーデックスガイドラインが採択されたことを受け、我が国でもJAS法が改正され、有機農産物のJAS規格が新たに制定され、その検査認証制度がスタートした。

このような有機農産物に関する表示規制の経緯及び現状を踏まえると、有機畜産物に関しても有機農産物と同様にJAS規格を制定し、JAS法に基づく検査認証を行うべきである。

なお、JAS法に基づく表示の対象とするに当たり、有機畜産物を指定農林物資とすることに関しては、これにより有機農産物と同じ扱いとなり、消費者にとって分かりやすいことから基本的に望ましい。その一方で、現時点では有機畜産物は広く流通しかつその表示が混乱しているという状況にはないことから、指定農林物資とすることについては今後JAS法に基づく有機畜産物の表示制度の検討に委ねるべきと考えられる。

こうした基本的な考え方に加え、有機畜産の表示に関し、消費者は食品の内容をきちんと知った上で購入することを望んでいるのであり、一般的には、消費者にとっては法に基づく正確な表示はその唯一の手がかりとなるものであることから、有機畜産物に関しても消費者の混乱や誤解を生まないよう、きちんとした基準・規則を設け、それに基づく表示を行うべきであるという意見が提示された。

#### 今後我が国において有機畜産を展開するに当たっての課題

有機畜産物の適正な価格設定及びそのベースとなる生産コストの問題や、有機飼料の確保の問題などは、今後我が国で有機畜産を展開するに当たって避けて通れない重要な課題であり、こうした課題を着実にクリアしていくことが求められる。

特に有機飼料確保の問題については、我が国の現状を踏まえれば、国産有機飼料により国内需要を満たすことは不可能であり、輸入有機飼料の利用も認めるべきであるが、将来的には可能な限り国産有機飼料を確保することが重要である。この実現のためには、個々の農家の対応ではなく、地域の耕種農家と畜産農家が連携し、農畜産物の出荷・加工を地域産業が担うという、地域における連携が必須になる。こうした連携に当たっては、有機農産物にとって有機畜産部門からの有機たい肥が重要であることを踏まえるべきである。

また、有機畜産に関する検討を行った本検討会では議論が行われなかったが、有機畜産物を表示制度の対象とするのであれば、抗菌性物質を投与していない家畜から生産された畜産物のように、有機畜産物の要件の全てではなくそのうちの一つ又はいくつかを満たすような産品についても、有機畜産物とは別に、何らかの形で生産者の努力を評価することを検討すべきである。

本検討会においては、こうした基本的な課題に加え、今後の課題や留意点等について様々な角度から貴重な意見が提示された。その主なものを以下の通り列記する。

## 1. 生産コスト・有機畜産物の価格

- (1) 有機畜産物の生産にコストがかかることは理解できるが、慣行畜産物の数倍の価格となると、一般の消費者は購入できない。また、健康な家畜由来の畜産物は人間に良いといった情緒的な説明だけでなく、有機畜産物の優位性に関する科学的な説明がないと、消費者は割高な有機畜産物を納得して購入できない。
- (2) 有機畜産物の生産に係るコスト負担については、有機畜産物を評価する消費者がその対価として相応のコストを負担するようになるべきである。
- (3) 有機畜産物の持続的な展開を目指すのであれば、有機生産に係るコストに関し、生産、加工流通、販売、消費の各段階において特定の者が過重な負担を強いられることは避けるべきである。
- (4) 例えば有機鶏肉をみると、慣行鶏肉の価格と比べるとかなりの差があるが、地鶏肉と比べると余り価格の差はない。有機畜産物は環境に配慮して生産された畜産物に対し、消費者が価値を認めたものと考えられる。欧州の状況をみると、今後我が国においても環境への配慮に対し価値を認めるようになると考えられる。
- (5) 価格だけを比べると、国産有機畜産物は輸入品に太刀打ちできない。国内の環境への配慮、国産が欲しいという消費者ニーズに応えるものが、価格差を超えて国産有機畜産物として消費者に受け入れられると考えられる。
- (6) 有機畜産物の生産に取り組んでいる生産者の思いは、高付加価値化と品質の追求のためではなく、地域の環境保全と家畜福祉のためである。この生産者の思いを理解し、有機畜産物に対する関心をもつ消費者、畜産関係者が増えてきていると考えられる。
- (7) 生産者の思う付加価値やこだわりが、常に消費者にありのまま評価されるとは限らないという点に注意すべきである。有機畜産農家は生産物をいかに販売するかといった視点がより一層求められる。

( 8 ) 例えば、山地酪農のような粗放的な飼養管理技術等を活用すれば、慣行畜産物と同等の生産コストを実現することも不可能ではない。こうした低コスト飼養管理技術等を活用した有機畜産の取組についても追求すべきである。

## 2 . 有機飼料の確保

( 1 ) 今後我が国の農業の存続のためには、環境への配慮に対し消費者の共感を得ることが必要である。もともと我が国の畜産は草主体で成立していたことから、有機飼料の確保に当たっては、現状とあるべき姿は分けて考えるべきである。こうした観点からは、自給飼料の生産や耕種農家との連携が困難な畜産経営は有機畜産の担い手になることは難しいと考えられる。

( 2 ) 有機飼料の自給率向上を図るためには、耕畜連携の下で、デントコーン、牧草、大豆の輪作体系や混作体系により有機飼料を生産すること、また、米ヌカやトウフカスなどの食品循環資源、稲ワラなどの農場副産物のうち有機生産の条件に合致したものを有機飼料として認め、その上でこれらを国産有機飼料として確保・利用するため、飼料生産を行う地域のネットワークに組み込んでいくことが重要である。

( 3 ) まずは、輸入有機飼料の利用を前提に有機畜産を普及させ、有機たい肥を有機農産物に還元することが重要である。その上で国産で入手できる飼料資源を一つずつ確保していけば、いずれは濃厚飼料についてもある程度の自給は可能となる。

( 4 ) 輸入有機飼料が「有機」であることについては、現状では原産国の認定団体の認証をもって確認しているが、有機飼料として利用するためには、我が国の表示制度に基づく何らかの担保が必要であると考えられる。

## 3 . 加工・流通・販売段階

( 1 ) 畜産物の場合、農産物とは異なり原則として、生産段階から必ず何らかの処理加工段階を経て流通するため、処理加工段階での分別管理が必須条件となる。この要

件を満たすためには、特にトレーサビリティ、HACCP といった考え方との連携が大事な要素になる。

- (2) 有機畜産物を利用して、有機ハムなどの有機畜産物加工品を生産することを考えると、原料となる有機畜産物が国産か、輸入かということは問わない。有機畜産物加工品の原料という視点から、我が国の有機畜産に関する規則は、海外諸国と乖離した規則とすべきではない。

## 結び

本検討会が設置された直後に我が国で最初の B S E が発生し、その後大手食品会社等による虚偽表示問題が発生するなど、食の安全の確保に対する国民の信頼を揺るがすような重大な出来事が相次ぎ、安全・安心で良質な農産物や食品に対する消費者のニーズはかつてないほどの高まりを見せている。こうしたことを背景に、「食」と「農」の距離を縮め消費者と生産者の顔の見える関係を再構築すること、トレーサビリティシステムの確立等を通じ食の安全性を確保するためのリスクコントロールを強化すること、食品の表示制度を改善・強化すること等により、改めて食の安全性を確保することが急務となっている。食の安全と安心の確立のためには、消費者に軸足を置いた農林水産施策の展開が重要であり、農林水産省により「食」と「農」の再生プランが提案されているところである。

こうした中で、経済効率を優先してきた我が国農畜産業のあり方についても改めて問い直され、農業のもつ自然循環機能を最大限発揮させつつ持続的な農業を展開することの重要性が再認識される中で、特に畜産に関しては、土地基盤に立脚した国産飼料中心の生産構造への転換や耕畜連携の強化がこれまでも増して一層重要な課題となっていると言える。我が国における有機畜産のあり方について考える場合、本来農畜産業が自然界における物質の循環に依存した活動であるという原点に立ち返り、このような自然循環機能を活用し、周辺生態系との調和に配慮した持続的畜産の手法の一つとして有機畜産を捉えるべきである。有機畜産自体は、その基準の厳格さ故に必ずしも各国における農業生産の主流となるものではないであろうが、その活動が少しずつでも広がりを見

せることにより、各国が抱える農業と食の問題点や、農畜産業という産業が本来目指すべき姿を改めて考える機会を提供することにもなると考えられる。

有機畜産の生産に係る基準・規則を確立し、それに基づいた表示を行うことは、有機畜産物の生産者やその活動に理解を示しコスト負担をする消費者が、有機畜産という取組に安心して参画するために必要な最低限の条件であると言える。

こうしたことを踏まえ、本検討会としては、国際的な基準との整合性、消費者の信頼性の確保、我が国畜産の実情の反映等に配慮した有機畜産に関する基準・規則を設けるべきであること、具体的には、現在の有機農産物と同様にJAS規格を制定し、JAS法に基づく検査認証を行うべきであることを提言するものである。

なお、我が国において有機畜産を展開するに当たっては、将来的には可能な限り国産有機飼料を確保すべきであり、このための地域連携の取組をどう進めるかなど様々な課題があるが、これらについても今後十分な議論が必要である。

本検討会としては、今後我が国において消費者や生産者が納得できる有機畜産物の基準や表示制度が確立されることを期待するとともに、今回とりまとめられた本検討会の提案がその一助となることを強く望むものである。

(了)

## 有機畜産に関する検討会の設置について

### 1 趣旨

有機食品に対する国内外の関心が高まりつつある中、コーデックス委員会（FAO/WHO 合同食品規格委員会）の食品表示部会において、平成3年から「有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン」作成のための検討が開始され、その一環として、有機畜産物に係るガイドラインについても、9年4月から検討され、13年7月に開催されたコーデックス委員会の総会において、有機畜産物に係るガイドラインが採択された。

また、11年7月に有機食品の検査・認証制度及び表示の規制を盛り込んだ「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」の改正が行われ、13年4月からは、JAS法に基づく有機の格付けがなされたものでなければ、「有機」の表示を行えないこととなっている。

このような状況を踏まえ、我が国における有機畜産のあり方や表示規制の必要性等について、幅広い意見を頂くための「有機畜産に関する検討会」を開催することとする。

### 2 検討事項

- (1) 我が国における有機畜産のあり方
- (2) 表示規制の必要性 等

### 3 懇談会構成メンバー

有機畜産物に関して知見・関心を有する生産者、消費者、加工流通業者、学識経験者の方々

### 4 検討会の事務局

(社)中央畜産会

## 有機畜産に関する検討会委員名簿

- 阿部 亮 日本大学生物資源科学部 教授
- 有福 雄一 日本オーガニック農産物協会 副理事長
- 石田 洋一 元社団法人日本乳業協会 専務理事
- 鎌田 啓二 社団法人中央畜産会 常務理事
- 佐藤 忠吉 日本有機農業研究会 参与
- 新村 裕 社団法人日本食肉加工協会 理事
- 高木 久雄 社団法人日本科学飼料協会 常務理事
- 竹内 正博 株式会社イシイフーズ 代表取締役社長
- 二瓶 勉 日本生活協同組合連合会 特別商品グループ担当部長
- 菱沼 毅 農畜産業振興事業団 副理事長
- 日和佐信子 全国消費者団体連絡会 渉外担当
- 福士 正博 東京経済大学経済学部 教授
- 福島憲治郎 全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部次長
- 藤田 陽偉 社団法人畜産技術協会 常務理事
- 和田 正江 主婦連合会 会長

## 有機畜産に関する検討会開催経緯

- 第 1 回 13 年 8 月 21 日
- ・ 「有機畜産をめぐる状況」、「コーデックスガイドラインの内容」等の資料説明後、自由討議
- 第 2 回 13 年 9 月 27 日
- ・ 「有機畜産の生産・規制の状況」、「有機農産物の検査認証制度」等の資料説明後、自由討議
- 現地調査 13 年 10 月 19 日～31 日
- ・ 3 か所の有機畜産物を生産する農家を調査
- 第 3 回 13 年 12 月 12 日
- ・ 現地調査の報告、「有機畜産物の分別流通」等の資料説明後、自由討議
- 第 4 回 14 年 3 月 13 日
- ・ 「有機畜産物に対する消費者意識調査の結果」等の資料説明後、自由討議
- 第 5 回 14 年 4 月 24 日
- ・ 「飼料をめぐる情勢」等の資料説明後、自由討議
- 第 6 回 14 年 5 月 21 日
- ・ 「有機畜産に関する検討会におけるこれまでの議論」についての議論
- 第 7 回 14 年 6 月 11 日
- ・ 「とりまとめ(案)」についての議論